

質問と回答(大阪市設瓜破霊園ほか3霊園及び大阪市立服部納骨堂)

No	書類	頁	項目等	質問内容	回答
1	大阪市設瓜破霊園 ほか3霊園及び大 阪市立服部納骨堂 指定管理者募集要 項	3	②代行霊園の維持保全に関するこ う 園内環境の維持保全 建物本体及び設備・機器の補修・修 繕	「建物本体及び設備・機器の補修・修繕は本市で行う。ただし、指定管理者の 管理の瑕疵によって生じた損傷、指定管理期間のうちに必要とされる経常的な 補修等については指定管理者の負担とする。詳細は別表を参照のこと」と記載 されており、別表「リスク分担表」によると、「施設、機器等の損傷については、 サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が損傷した場合、指定管理者に 施設管理上の帰責事由があるときは指定管理者が、それ以外は本市がそのリ スクを負うものとする」と記載されています。 この基幹的な設備機器等については、資料3において、大規模霊園における主 な設備として、空調機器、消防設備等があげられていますが、給配水管や園内 通路などは、主な設備に該当しないのでしょうか。	給配水管や園内通路なども「基幹的な施設・機器等」に該当します。
2		5	③その他代行霊園の管理に関するこ と カ 代行霊園の利用促進等	「供用霊地は、新たな供用に向けた再整備を行うこと。再整備に関しては事前 に本市と協議すること。」とされていますが、再整備に要する工事費を今回の収 支計画書に計上する必要はあるのでしょうか。その必要があるとすれば霊園ご との工事件数と工事単価をお示ください。	工事費については管理業務として計上する必要があります。 なお、工事件数と工事単価は応募者の提案に委ねます。 ただし、本市が令和4年7月に策定した「大阪市霊園整備計画(将来ビジョン)」 (以下、「整備計画」という。)に基づき、年間400霊地の新規使用を達成するこ ういう事を念頭におき、提案願います。
3		5	③その他代行霊園の管理に関するこ と カ 代行霊園の利用促進等	霊地使用者募集にかかる経費の各年の内訳(税抜)をご教授お願いします。 また瓜破霊園内合葬式墓地の使用者募集にかかる経費の各年の内訳(税抜) をご教授お願いします。	霊地及び瓜破霊園内合葬式墓地の使用者募集にかかる経費の各年の内訳 (税抜)については別表1のとおりです。
4		7	④使用者現況調査と墳墓整備に関す ること ア 使用者現況調査について イ 墳墓整備業務について	「使用者現況調査」については「調査に際してあらかじめ計画を策定し」、また、 「墳墓整備業務」については、「特別期間中の墓参状況や各種届出の状況から 無縁と思われる墳墓又は祭祀のない有縁墳墓について、縁故者の有無の調査 等を行い、無縁改葬又は使用権消滅に係る事務を行うこと」とされています。 いずれの事務も、戸籍関係の調査など専門性の高い事務で、かつ、相当に時 間を要する事務です。霊園業務の要員配置にもかかわるため、使用者現況調 査や墳墓整備業務に関して、具体的な件数と手順をお示ください。	件数について、令和5年3月31日時点の、各霊園における霊地使用状況を別 表2-1のとおり示します。 また、手順については、別表2-2の業務フローを基本とします。
5		7	④使用者現況調査と墳墓整備に関す ること イ 墳墓整備業務について	「墳墓整備業務」については、「縁故者調査を行い、無縁改葬又は使用権消滅 に係る事務を行うこと。また、改葬工事に係る準備事務及び改葬工事等を行う こと」、「墳墓整備を行う霊園及び区画等については本市の指示に従うこと」とさ れています。 改葬工事に要する費用は改葬件数に応じて大きく異なりますが、本件募集では 改葬工事件数が明示されていません。改葬工事費を今回の収支計画書に計 上する必要はあるのでしょうか。その必要があるとすれば改葬工事件数と工事 単価をお示ください。	改葬工事費については管理業務として計上する必要があり、改葬工事件数と 工事単価は応募者の提案に委ねます。 なお、整備計画に基づき年間400霊地の新規使用を達成するという事を念頭 におき、提案願います。
6		8	④使用者現況調査と墳墓整備に関す ること イ 墳墓整備業務について	墳墓整備(新規募集用霊地整備費)の各年の実績および経費(税抜)の詳細を 教えて下さい。 大阪市霊園整備計画(将来ビジョン)の記載の通り、令和6~10年度の新規募 集用霊地整備件数は各年度400霊地として想定すればよろしいでしょうか。	墳墓整備(新規募集用霊地整備費)の各年の実績および経費(税抜)につい ては別表3のとおりです。 なお、新規募集用霊地整備件数については、応募者の提案に委ねます。(整備 計画に基づき年間400霊地の新規使用を達成するという事を念頭におき、提案 願います。)

質問と回答(大阪市設瓜破霊園ほか3霊園及び大阪市立服部納骨堂)

No	書類	頁	項目等	質問内容	回答
7	大阪市設瓜破霊園 ほか3霊園及び大 阪市立服部納骨堂 指定管理者募集要 項	8	④使用者現況調査と墳墓整備に関する こと イ 墳墓整備業務について	大阪市霊園整備計画(将来ビジョン)として、新規霊地の募集数500件、契約数400件を計画しておりますが、現在、募集を行っていない南霊園の墳墓整備数(無縁改葬工事、新規募集用霊地整備工事)及び募集霊地数の各年度の想定数を教えていただけますか。 上記の想定数は、将来ビジョンの年間計画400件の墳墓整備数の内数に入るのででしょうか。 内数に入らない場合は、別途経費の積み上げが必要なのでしょうか。	南霊園については、令和5年度に新規使用者の募集を実施する予定であり、募集実績をもとに今後の予定を検討することとしています。 なお、南霊園の新規使用数も、年間400霊地の新規使用数に含まれます。
8		8	④使用者現況調査と墳墓整備に関する こと イ 墳墓整備業務について	無縁改葬工事の各年度の実績および金額(税抜)をご教授ください。 また今後の無縁改葬工事の各年度の想定数をご教授ください。	無縁改葬工事の各年度の実績および金額(税抜)については別表4のとおりです。 なお、無縁改葬工事の件数においては、応募者の提案に委ねます。(整備計画に基づき年間400霊地の新規使用を達成するという事を念頭におき、提案願います。)
9		9	5(1)管理運営経費	現指定管理者の収入および物件費等の各年の詳細(税抜)を教えてくださいませうでしょうか。	現指定管理者の収入および物件費等の各年の詳細(税抜)については別表5のとおりです。
10		9	5(1)管理運営経費	管理運営経費の上限額307,651千円/年(消費税等相当額を含まない)と設定されておりますが、「消費税相当額を含まない」の表示は、「消費税および地方消費税を含まないもの」いわゆる「税抜表示」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		12	7(5)提出書類8 就業規則	④8「就業規則」とあるが、支店毎に管轄の労働基準監督署から受付印をもらっているが、今回の提出ではその管轄毎の受付印(写)が必要でしょうか。	管轄ごとの提出は不要ですが、受付印(写し)のあるものを提出願います。
12		13	7(5)提出書類10 決算関係書類	監査報告書の写しとあるが、弊社は、監査役を設置しておらず、また会社法上の会計監査人を設置しなければならない大会社に分類されないため会計監査人も設置しておりません。そのため監査報告書がございません。その場合は、上記の理由を付し監査報告書がない旨の申立書をもって「これに相当する書類」として受理されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、申立書は任意の様式で差し支えありません。
13	大阪市設瓜破霊園 ほか3霊園及び大 阪市立服部納骨堂 指定管理業務の基 準	3	2①カ 送迎車両の運転手	瓜破霊園・服部霊園のバスの片道1回あたりの乗車人数のおおよその平均を教えてくださいませうでしょうか。 (平日・土日祝・特別期間の区分)	瓜破霊園・服部霊園のバスの片道1回あたりの乗車人数のおおよその平均については別表6のとおりです。
14		6	2 事業報告書等の作成・提出等 (7)	指定管理者が、「次年度の収支予算書」を作成・提出し、大阪市は適正と認める範囲内で事業計画を決定する。毎年度締結する協定書で定めることとする。とありますが、新たな経費削減案・物価変動など諸事情により、当初より経費が下がった場合には、協定書の業務代行料を減額するのでしょうか。 または、減額ではなく、利益配分の計算による配分となるのでしょうか。	特段の事情により業務代行料の調整が必要と認められる場合には、協定書を変更することがあります。
15	様式1-1 様式1-2		指定管理者指定申請書	様式内に押印の印がないことから、実印の押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式7-1		管理運営に関する収支計画書	収支計画書では、「消費税相当額を含まない金額とすること。」の表示を行うものとされているが、年度協定締結時には、収支計画書の業務代行料に消費税および地方消費税を加算した金額で協定を結ぶことになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式7-1 様式7-2		管理運営に関する収支計画書 収支予算積算明細書	収支計画書および収支積算明細は、霊園毎(北・南・瓜破・服部)に作成する必要があるのでしょうか。	霊園ごとに作成願います。